

医療費基本情報におけるデータに関する留意点

・疾病分類コードについて

複数の傷病が記載されているレセプトについては、レセプトの主傷病であることを表すフラグがある場合はそれらの傷病から、ない場合は記載されている全ての傷病からレセプトに記載されている順番が最も早い（先頭に記載されている）傷病を参照して番号を付与しています。

なお、平成 30 年度（2018 年 4 月統計年月）分より、疾病分類を変更しています。

・傷病別分析の留意点

傷病情報が磁気データとして収載されていないレセプトが存在するため、すべてのレセプトに疾病分類コードを付番することはできません。

そのため、傷病別の受診率、1 人当たり医療費などを計算する際には、分母に対して、分子が過小となることに留意が必要です。

・協会けんぽ月報との相違点

提供データのレセプトの件数、日数、点数、点数（調剤を含む）はいずれも「請求ベース」の数値であり、ホームページに掲載している「協会けんぽ月報」の数値とは一致しないことに留意が必要です。

・平成 30 年度診療分からのレイアウト変更について

支部番号を都道府県コードに名称変更し、番号を 1,2,3,・・・から 01,02,03,・・・としました。また、疾病分類コードについて、番号が 0 から始まるコードについても 4 桁で表示されるよう統一しました（例：101→0101）。